善通寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策を行う者に対し、善通寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、善通寺市補助金等交付規則（平成５年善通寺市規則２８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅　併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。

⑵　耐震対策　住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

⑶　耐震診断　次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表第１に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第１０条の２の２第４項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３章第８節に規定する構造計算によるもの

イ　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号。以下「基本方針」という。）別添第１に示すもの。

ウ　ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの。

⑷　耐震改修工事　耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は危険性があると評価されたものについて、次に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的とし、原則として、県内に主たる営業所を有す

る事業者が施工する補強又は改修の工事をいう。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１９条及び第２０条の規定に適合するように行われるもの。

イ　方針別添第２に示すもの。

ウ　ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの。

⑸　簡易耐震改修工事　次に掲げる方法により診断を行った結果、上部構造評点が０．７未満と判断されたものについて、上部構造評点を０．７以上１．０未満まで耐震性を高める工事をいう。なお、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。

ア　（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法－木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）－」の一般診断法又は精密診断法

イ　（一財）日本建築防災協会による「２０１２年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法

⑹　耐震シェルター等設置工事　耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベッド）で知事が認めるものを設置する工事をいう。

⑺　耐震改修工事等　耐震改修工事、簡易耐震改修工事又は耐震シェルター等設置工事をいう。

（補助対象住宅）

第３条　補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

⑴　昭和５６年５月３１日以前に建てられていること。

⑵　市内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用されること。

⑶　補助金の交付申請の時点において、建築基準法第９条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。

⑷　簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。

⑸　耐震診断については、この要綱に基づき耐震診断を過去に行っていないこと。

⑹　耐震改修工事等については、この要綱に基づき耐震改修工事等を過去に行っていないこと。

⑺　第２号から第６号までについて、市長が認める場合はこの限りでない。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

⑴　住宅の所有者であること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

⑵　市税を滞納していないこと。

（補助の対象，補助金の交付額等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の１敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

２　補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額とする。

３　次の各号に掲げる区分に応じて、予算の範囲内で交付する。

⑴　耐震診断　補助対象経費と１３万６千円を比較して、いずれか少ない額

⑵　耐震改修工事　補助対象経費と１１５万円を比較して、いずれか少ない額

⑶　簡易耐震改修工事　補助対象経費と５７万５千円を比較して、いずれか少ない額

⑷　耐震シェルター等設置工事　補助対象経費と２３万円を比較して、いずれか少ない額

⑸　第２号から第４号までの補助対象経費には、耐震改修工事等に伴う実施設計に要する費用を含むものとする。

４　前項の規定により算出された補助対象経費に、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第２に掲げる書類を添えた補助金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

（補助金の交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第８条　申請者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　補助事業の内容を変更する場合においては、補助金交付変更承認申請書（第２号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

⑵　補助事業を中止する場合においては、あらかじめ補助金交付中止承認申請書（第３号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

⑶　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　前項第１号及び第２号の場合においては、前条の規定を準用する。

（申請の取下げ）

第９条　申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して１５日以内（市長が別に期日を定めた時は、その期日まで）にその旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。承認の通知方法は、第７条の規定を準用する。

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

第１０条　申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに補助金交付変更承認申請書（第２号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１１条　申請者は、事業を完了したときは、その日から起算して２０日を経過した日又は翌年度の２月末日のいずれか早い日までに、別表第２に掲げる書類を添えた完了実績

報告書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第１２条　市長は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

２　申請者（第１３条の２の規定により補助金の受領を委任した場合にあっては、当該委任を受けた施工者）は、前項の通知を受けたときは、速やかに請求書（第５号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　市長は、前条第１項の規定による額の確定後、同条第２項の請求があった場合に、補助金を交付するものとする。

（補助金の代理受領）

第１３条の２　申請者は、補助金の受領を第５条第３項第１号から第４号までに掲げる耐震対策を行った施工者に委任することができる。この場合において申請者は、代理受領の委任状及び同意書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第１４条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　補助金を他の用途に使用したとき。

⑵　不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

⑶　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑷　補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、実施設計を事業採択後に着手した場合はこの限りでない。

⑸　この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。

⑹　補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

⑺　補助事業の遂行ができないとき。

２　市長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第１６条　申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（立入検査等）

第１７条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

耐震診断技術者に求められる講習会

⑴　（一財）日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会
⑵　香川県による木造住宅耐震対策講習会
⑶　その他、市長が認める講習会

別表第２（第６条及び第１１条関係）

申請等に必要な書類

関係条項	添付書類
第６条 交付申請	（耐震診断） １　住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し ⑴　住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 ⑵　住宅の登記事項証明書 ⑶　住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの） ⑷　その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類

	2　完納証明書 3　診断しようとする住宅の付近見取図、配置図、各階平面図（既存図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況が分かる写真に替えることができる。） 4　耐震診断に係る見積書の写し 5　所有者以外の者による申請の場合は，所有者の承諾書 6　その他、市長が必要と認める書類 （耐震改修工事等） ※耐震診断の補助を受けた者は、下記１、２、３は省略することができる。 1　住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し ⑴　住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 ⑵　住宅の登記事項証明書 ⑶　住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの） ⑷　その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類 2　完納証明書 3　耐震診断報告書（第６号様式） 4　既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書 ⑴　付近見取図、配置図、各階平面図（耐震改修工事等を行う部分を明示したもの） ⑵　補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断技術者が行ったもの） ⑶　基本方針別添第 2 に示す計算を行ったものは、耐震改修工事等に係る構造詳細図 ⑷　その他、耐震改修工事等内容が確認できる図書 5　耐震改修工事等に係る見積書の写し 6　所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 7　建築基準法第６条及び第６条の２の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る） 8　その他、市長が必要と認める書類
第１１条 完了実績報告	（耐震診断） 1　耐震診断報告書（第６号様式） 2　配置図、各階平面図 3　耐震診断に係る業務委託契約書の写し 4　耐震診断に要した費用の領収書の写し 5　調査等の状況写真（２～３枚程度） 6　その他、市長が必要と認める書類 （耐震改修工事等） 1　耐震改修工事等結果報告書（第７号様式） （耐震改修工事、簡易耐震改修工事の場合は耐震診断技術者が作成、耐震シェルター等設置工事の場合は納入業者が作成） 2　耐震改修工事等結果報告書（第７号様式）に添付する図書 ⑴　耐震改修工事等結果報告総括表 ⑵　使用材料確認表 ⑶　耐力壁施工状況確認表 ⑷　補強金物施工状況確認表

	⑸　基礎・屋根工事施工等確認写真(該当する場合に限る) ⑹　確認写真 3　耐震改修工事等（耐震シェルター等設置工事を除く）に係る請負契約書の写し 4　耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し 5　交付申請時と改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等 6　建築基準法第７条及び第７条の２の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る） 7　その他、市長が必要と認める書類